

第3回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

古賀市 市民国保課・予防健診課

1. 平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）について

①国民健康保険事業基礎数	P1
②平成29年度予算（案）	P2
③平成29年度予算構成概要	P3
④平成29年度国保特別会計予算（詳細）	P4～P7
⑤一人当たりの療養諸費の推移	P8

2. 平成29年税制改正等について

①国民健康保険税の低所得者に係る国民健康保険税の 軽減判定所得の見直し	P9
②高額療養費・高額介護合算療養費及び入居費の見直し	P10～P12
③納付金・標準保険料、市町村保険料の決定フロー 平成29年度スケジュール（予定）	P13

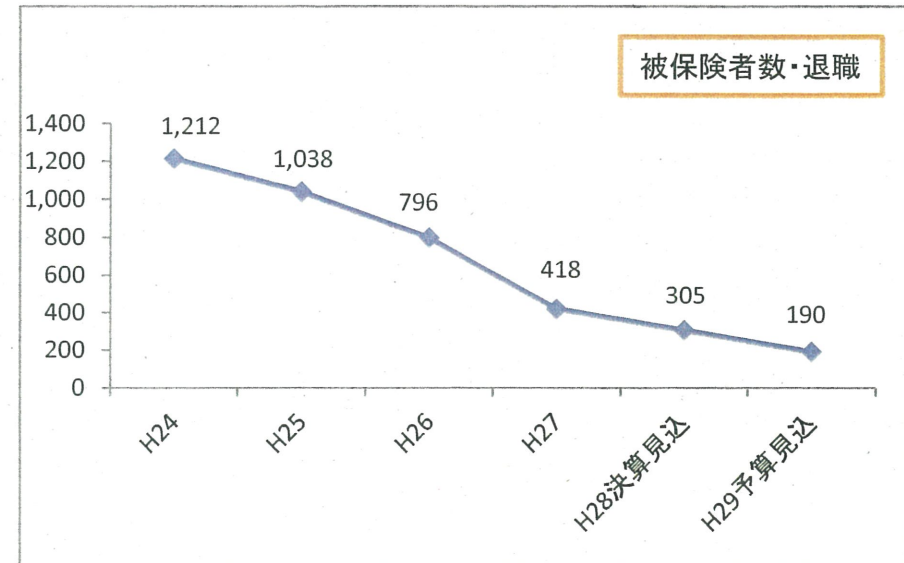
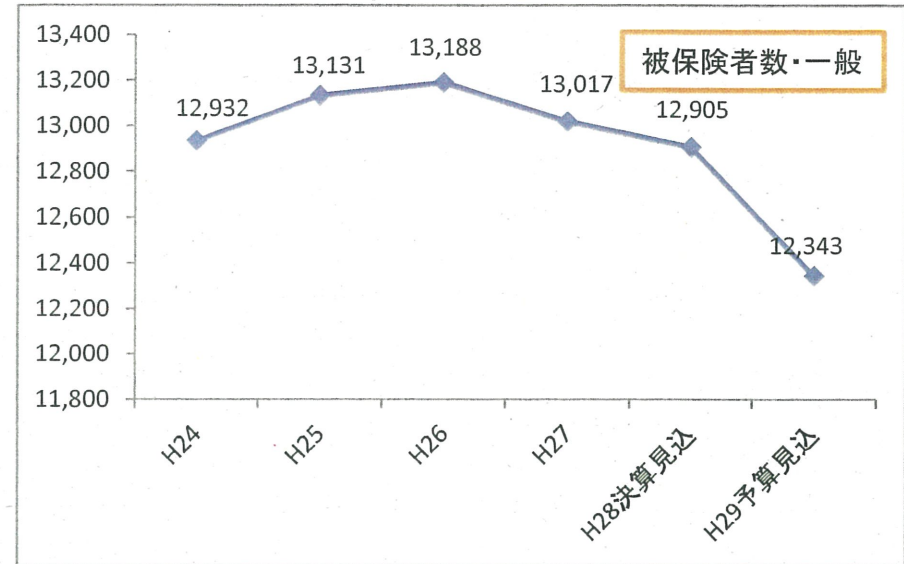
1. 平成29年度予算(案)について

①国民健康保険事業基礎数

区 分		29年度	28年度	増減
		予算(案)A	当初予算B	A-B
世帯数		7,928	8,085	▲ 157
被 保 険 者 数 (人)	全体	12,533	13,748	▲ 1,215
	一般	12,343	13,300	▲ 957
	退職	190	448	▲ 258
介 護	全体	3,850	4,361	▲ 511
	一般	3,667	3,948	▲ 281
	退職	183	413	▲ 230

被保険者減少の主な要因

- ・ 社会保険加入対象の拡大（平成28年10月）による社会保険への異動増
- ・ 後期高齢者医療制度への異動増



②平成29年度予算(案)

歳出

(単位:千円)

		29年度 予算見込 (A)	28年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)	主な要因
保険 給付 費	一般分	4,229,310	4,055,510	173,800	医療費の増等
	退職分	120,520	236,020	▲ 115,500	被保険者の減等
	その他	33,352	41,776	▲ 8,424	出産件数の減等
	計	4,383,182	4,333,306	49,876	
後期高齢者支援金		714,952	731,220	▲ 16,268	
介護納付金		258,446	263,447	▲ 5,001	
共同事業拠出金		1,653,071	1,573,161	79,910	高額薬剤により高額医療費の増等
保健事業費		61,499	68,009	▲ 6,510	
その他		101,367	90,034	11,333	
合計		7,172,517	7,059,177	113,340	

※現時点での係数であり、今後の予算編成過程において係数の変動が生じる。

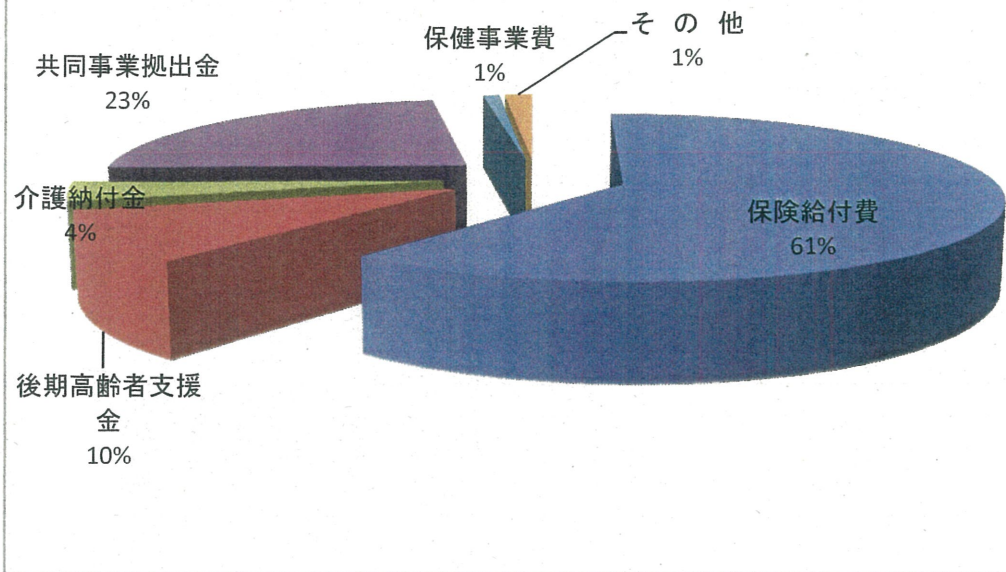
歳入

(単位:千円)

		28年度 予算見込 (A)	28年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)	主な要因
保険 税	一般分	1,137,794	1,048,598	89,196	保険税率引き上げにより
	退職分	24,620	35,687	▲ 11,067	被保険者の減等
	計	1,162,414	1,084,285	78,129	
国庫支出金		1,565,658	1,748,378	▲ 182,720	保険税率引き上げにより収支バランスの減により
県支出金		361,865	367,474	▲ 5,609	
療養給付費交付金		109,148	206,070	▲ 96,922	被保険者の減等
前期高齢者交付金		1,791,626	1,644,000	147,626	平成27年度清算分加算により
共同事業交付金		1,687,263	1,498,844	188,419	高額薬剤により高額医療費の増等
一般会計繰入金		490,083	506,138	▲ 16,055	
その他		4,460	3,988	472	
合計		7,172,517	7,059,177	113,340	

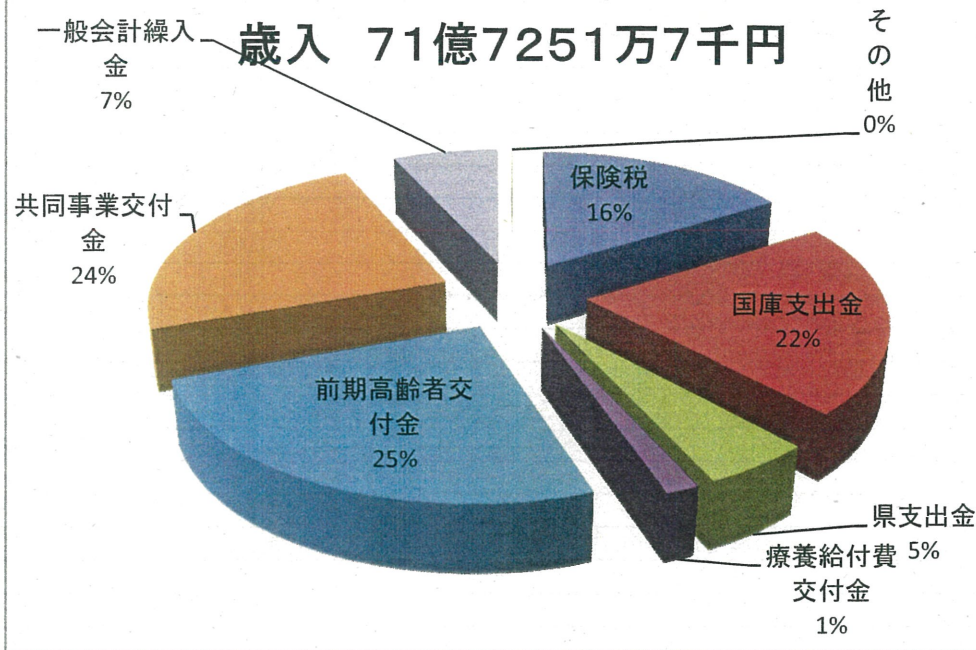
③29年度予算構成概要

歳出 71億7251万7千円



- ・保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用
- ・後期高齢者支援金 75歳以上の後期高齢者医療費を支えるための現役世代の支援金
- ・介護納付金 介護保険を支えるため40歳から64歳の被保険者が納付する納付金
- ・共同事業拠出金 高額な医療費の発生を県単位で費用負担を調整するための拠出金
- ・保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・その他事務費等 職員人件費や納付書・保険証等発送するなどの事務費

歳入 71億7251万7千円



- ・保険税 被保険者が負担する保険税
- ・国庫支出金 ①療養給付費負担金(保険給付費、後期高齢者支援金等から前期高齢者交付金等の財源を控除した額の32%)
②調整交付金(給付費等の9%相当。市町村間の財政力不均衡を全国ベースで調整するための交付金)
- ・県支出金 給付費等の9%相当。定率分と財政健全化分とに分かれる
- ・療養給付費交付金 退職者分医療給付費に充てるために被用者保険から交付される
- ・前期高齢者交付金 前期高齢者(65~74歳)の医療費を全保険者間で財政調整するために交付される
- ・一般会計繰入金 保険税の法定軽減分など法令等に基づく繰入金(法定繰入)
- ・その他 延滞金、督促手数料等の収入

平成29年度古賀市国民健康保険特別会計予算（案）

（単位：千円）

科 目		歳 入			備 考
		29年度予算額A	28年度予算額A	比較(A-B)	
1 款	国民健康保険税				
一般分	現年医療分	745,952	723,598	22,354	世帯数：7,851世帯 被保険者数：12,343人
	現年度支援分	261,367	210,510	50,857	世帯数：7,851世帯 被保険者数：12,343人
	現年介護分	83,475	67,490	15,985	被保険者数：3,667人
	滞繰医療分	40,000	40,000	0	
	滞繰支援分	4,000	4,000	0	
	滞繰介護分	3,000	3,000	0	
	小計	1,137,794	1,048,598	89,196	
退職分	現年医療分	13,688	21,347	△ 7,659	世帯数：86世帯 被保険者数：190人
	現年度支援分	4,820	6,197	△ 1,377	世帯数：86世帯 被保険者数：190人
	現年介護分	4,812	5,843	△ 1,031	被保険者数：183人
	滞繰医療分	1,000	2,000	△ 1,000	
	滞繰支援分	100	100	0	
	滞繰介護分	200	200	0	
	小計	24,620	35,687	△ 11,067	
通 計		1,162,414	1,084,285	78,129	
2 款	分担金及び負担金	65	60	5	後期高齢者の健診にかかる広域連合負担金
3 款	使用料及び手数料	300	850	△ 550	督促手数料：1件100円
4 款	国庫支出金				
療養給付費負担金	療養給付費	730,140	725,832	4,308	平成24年度より32%（以前34%）
	介護納付金	82,702	84,302	△ 1,600	平成24年度より32%（以前34%）
	後期高齢者支援金	228,768	227,335	1,433	平成24年度より32%（以前34%）
	病床転換支援金	0	0	0	
	過年度分	0	1	△ 1	
	小計	1,041,610	1,037,470	4,140	
高額医療費共同事業負担金		58,058	38,365	19,693	
特定健康診査等負担金		6,690	7,109	△ 419	
財政調整交付金	普通調整交付金	268,756	258,714	10,042	
	介護納付金	23,260	23,710	△ 450	
	老人保健医療費拠出金	0	1	△ 1	
	後期高齢者支援金	40,803	41,978	△ 1,175	
	病床転換支援金	0	0	0	
	小計	332,819	324,403	8,416	
特別調整交付金		126,481	341,031	△ 214,550	
通 計		1,565,658	1,748,378	△ 182,720	
5 款	療養給付費交付金	109,148	206,070	△ 96,922	
6 款	前期高齢者交付金	1,791,626	1,644,000	147,626	

科 目		歳 入			備 考
		29年度予算額A	28年度予算額A	比 較 (A-B)	
7 款	県支出金				
	高額医療共同事業負担金	58,058	38,365	19,693	
	特定健康診査等負担金	6,690	7,109	△ 419	
	調整交付金	226,000	205,000	21,000	財政健全化と合わせて、平成24年度より9% (以前7%) 保険財政共同安定化事業の拡大に伴う激変緩和措置を含む
	定率交付金	70,000	117,000	△ 47,000	
	財政健全化交付金	1,117	0	1,117	
	保健事業費県補助金	297,117	322,000	△ 24,883	
	小 計	361,865	367,474	△ 5,609	
8 款	共同事業交付金				
	高額医療費共同事業交付金	274,523	138,640	135,883	
	保険財政共同安定化事業交付金	1,412,740	1,360,204	52,536	対象医療費が30万円以上から0円以上に拡大
	小 計	1,687,263	1,498,844	188,419	
9 款	財産収入	9	11	△ 2	給付費支払準備基金利子
10 款	繰入金				
	一般会計繰入金	196,000	201,000	△ 5,000	
	保険基盤安定 (軽減)	91,000	103,800	△ 12,800	
	保険基盤安定 (支援)	15,120	20,160	△ 5,040	出産育児一時金54人分 420,000円の2/3
	出産育児一時金	80,000	85,000	△ 5,000	
	財政安定化支援事業	107,963	96,177	11,786	
	職員給与費等	490,083	506,137	△ 16,054	
	小 計	0	1	△ 1	
	その他繰入金	490,083	506,138	△ 16,055	
	通 計				
11 款	繰越金				
	療養給付費交付金繰越金	0	1	△ 1	
	その他繰越金	1	1	0	
	小 計	1	2	△ 1	
12 款	諸収入				
	一般分	2,000	1,000	1,000	
	延滞金	2,000	2,000	0	交通事故等医療費の加害者返還
	第三者納付金	1	1	0	資格喪失後受診分の医療費返還
	返納金	4,001	3,001	1,000	
	小 計	1	1	0	
	退職分	1	1	0	交通事故等医療費の加害者返還
	延滞金	1	1	0	資格喪失後受診分の医療費返還
	第三者納付金	3	3	0	
	返納金	1	1	0	
	小 計	1	1	0	
	過料	60	40	20	高齢受給者1割凍結に係る療養費払分の指定公費
	指定公費償還金	20	20	0	
	一般雑入	4,085	3,065	1,020	
	通 計	7,172,517	7,059,177	113,340	
	歳 入 合 計				

平成29年度古賀市国民健康保険特別会計予算（案）

（単位：千円）

科 目		歳 出			備 考
		29年度予算額A	28年度予算額A	比 較 (A-B)	
1 款	総務費				
	一般管理費	80,456	68,403	12,053	人件費等（職員9名分、嘱託2名分）、事務費
	連合会負担金	2,812	2,696	116	国民健康保険団体連合会負担金ほか負担金
	賦課徴収費	10,451	12,441	△ 1,990	電算委託料等
	運営協議会費	639	451	188	委員報酬、費用弁償ほか
	趣旨普及費	1,000	1,400	△ 400	国保パンフレット等
	小 計	95,358	85,391	9,967	
2 款	保険給付費				
	一般被保険者				
	療養給付費	3,639,000	3,539,000	100,000	一般被保険者の現物給付（7割～8割）
	療養費	60,000	60,000	0	一般被保険者の現金給付（補装具、柔道整復師施術料等）
	高額療養費	530,000	456,000	74,000	被保険者自己負担が一定額を超過した分を償還
	高額合算療養費	300	500	△ 200	
	移送費	10	10	0	医師の指示による転院等の費用
	小計	4,229,310	4,055,510	173,800	
	退職被保険者等				
	療養給付費	100,000	204,000	△ 104,000	退職者等被保険者の現物給付（7割～8割）
	療養費	2,500	3,000	△ 500	退職者等被保険者の現金給付（補装具、柔道整復師施術料等）
	高額療養費	18,000	29,000	△ 11,000	被保険者自己負担が一定額を超過した分を償還
	高額合算療養費	10	10	0	
	移送費	10	10	0	医師の指示による転院等の費用
	小計	120,520	236,020	△ 115,500	
	審査支払手数料	8,500	9,180	△ 680	レセプト審査及び医療機関への給付費支払業務代行手数料
	出産育児一時金	22,692	30,256	△ 7,564	1出産児：420,000円（うち1.6万円は産科医療補償制度掛金分）
	葬祭費	2,160	2,340	△ 180	1死亡者：30,000円
	通 計	4,383,182	4,333,306	49,876	
3 款	後期高齢者支援金				
	後期高齢者支援金	714,901	731,168	△ 16,267	後期高齢者医療に要する費用の支援金
	事務費拠出金	51	52	△ 1	後期高齢者医療運営のための支払基金等の事務に対する拠出金
	小 計	714,952	731,220	△ 16,268	
4 款	前期高齢者納付金等				
	前期高齢者納付金等	2,499	335	2,164	前期高齢者医療の費用の負担調整基準超過分を按分した負担金
	事務費拠出金	49	50	△ 1	前期高齢者医療運営のための支払基金等の事務に対する拠出金
	小 計	2,548	385	2,163	
5 款	老人保健拠出金				
	医療費拠出金	1	1	0	老人医療に要する費用の拠出金
	事務費拠出金	30	30	0	老人保健運営のための支払基金等の事務に対する拠出金
	小 計	31	31	0	
6 款	介護納付金	258,446	263,447	△ 5,001	介護保険給付費に対する第2号被保険者負担分の納付金

科 目	歳 出		備 考
	29年度予算額A	28年度予算額A	
7 款 共同事業費			
高額医療費拠出金	232,234	153,463	78,771 高額療養費共同事業に要する費用に対する拠出金
高額医療費共同事業事務費拠出金	58	58	0
保険財政共同安定化事業拠出金	1,420,723	1,419,584	1,139 保険財政共同安定化事業に要する費用に対する拠出金
保険財政共同安定化事業事務費拠出金	53	53	0
その他共同事業拠出金	3	3	0
小 計	1,653,071	1,573,161	79,910
8 款 保健事業費			
特定健康診査等事業費	46,474	50,852	△ 4,378 特定健診・保健事業に関する事業費
保健事業費	15,025	17,157	△ 2,132 保健事業、適正化事業等に関する事業費
小 計	61,499	68,009	△ 6,510
9 款 基金積立金	9	11	△ 2 給付費支払準備金利子
10 款 公債費	375	450	△ 75 一時借入金利子
11 款 諸支出金			
一般分保険税還付金	2,780	3,500	△ 720 過誤納付保険料の過年度分還付金
退職分保険税還付金	265	265	0 過誤納付保険料の過年度分還付金
償還金	1	1	0 退職者医療交付金前年度超過交付分返還金等の返還金
小 計	3,046	3,766	△ 720
歳 出 合 計	7,172,517	7,059,177	113,340

【資料】一人当たりの療養諸費の推移

○一人当たりの療養諸費推移



低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

※国保加入世帯の所得が一定の基準以下の場合、保険税の一部を減額する制度。今回の見直しで一定の基準額を引き上げ(対象が拡大)。

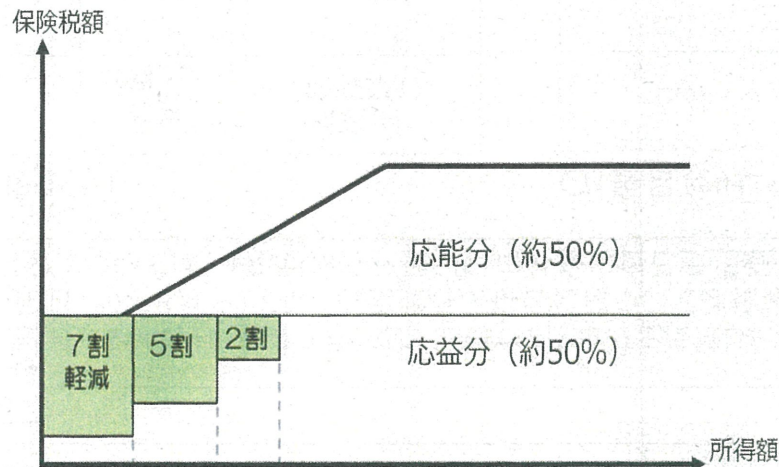
1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円(現行:26.5万円)に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円(現行:48万円)に引き上げる。

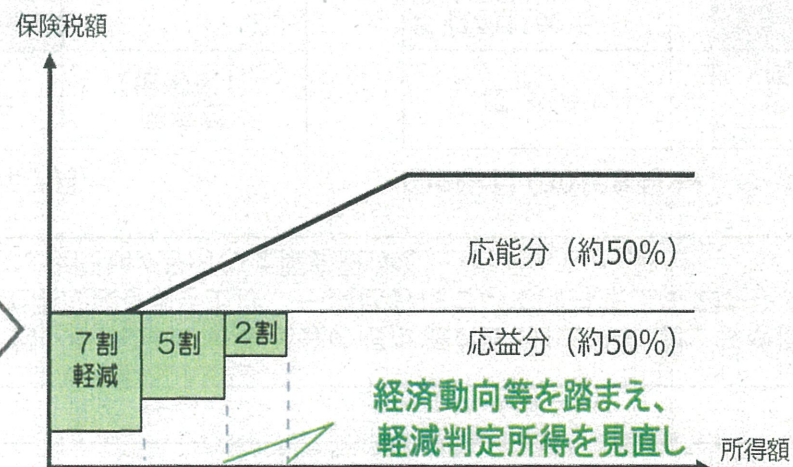
2. 制度の内容

<現行>



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+26.5万円×(被保険者数)
 2割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+48万円×(被保険者数)

<改正後>



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+27万円×(被保険者数)
 2割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+49万円×(被保険者数)

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
(※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来(個人)	限度額(世帯※1)
年収約1160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	252,600円 + 1%	<140,100円>
年収770万～1160万 標報53～79万円 課税所得380万以上	167,400円 + 1%	<93,000円>
年収370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + 1%	<44,400円>
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

高額介護合算療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度。
- ※ 医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給。
- ※ 給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担。

見直し内容

- 現役並み所得者については、現役世代と同様に、細分化した上で限度額を引き上げ。
- 一般区分については、限度額を据え置く。

<現行>

	70歳以上(注2)
現役並み(年収370万円～) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

細分化+
上限引き上げ

据え置き

<平成30年8月～>

	70歳以上(注2)
年収約1160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	212万円
年収770万～1160万 標報53～79万円 課税所得380万円以上	141万円
年収370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

[参考]70歳未満(注2)

212万円
141万円
67万円
60万円
34万円

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

<現行>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	320円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	0円／日
難病患者	

<平成29年10月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	200円／日
難病患者	0円／日

<平成30年4月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	
難病患者	0円／日

(注)介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円／日から370円／日に引き上がっている。

納付金・標準保険料率、市町村保険料の決定フロー(事務レベルWGの議論を踏まえ検討中)

